

# 仕 様 書

1 業務名称 富士吉田市宿泊税制度周知業務

2 契約期間 令和8年8月3日～令和9年3月31日

## 3 目 的

富士吉田市は、富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加等の施策に要する費用に充てるため、宿泊税を導入することとしている。

宿泊税は、宿泊施設の経営者等に宿泊客から税を徴収し、本市に申告納入していただく特別徴収制度による目的税である。宿泊税の円滑な導入にあたっては、宿泊客、観光事業者及び市民に対し、周知が必要であることから、より効果的な周知を図るため、本業務を委託するもの。

## 4 業務内容

上記目的に沿って、以下に掲げる業務内容を参考に業務提案を行い、周知広報を行うこと。なお、周知広報の開始は令和8年8月から令和9年3月とし、掲示場所の使用料金、撤去費等の諸経費は、委託料に含むものとする。また、広報物の印刷部数も周知業務内容に応じて予定部数を参考に受託者が提案すること。

### (1) 広報物のデザイン・印刷 (必須業務) ※外国語対応 (英語・中国語2種・韓国語)

- ・ 宿泊施設等に掲示するポスター (予定部数：1000 枚)

仕様：B2 サイズカラー片面マットコート 135kg 対候性インキ使用

- ・ 宿泊施設等に設置するチラシ (予定部数：25000 枚)

仕様：A4 サイズカラー両面マットコート 110kg

- ・ 宿泊施設等で宿泊客に配布するリーフレット (予定部数 5000 枚)

仕様：A4 サイズ巻き三つ折りカラー両面マットコート 110kg

- ・ 宿泊施設等に設置する三角ポップ (予定部数 500 個)

仕様：高さ 218mm×幅 89mm サイズコート 225kg マット PP 貼加工

### (2) 動画制作 (必須業務)

仕様：15～30 秒 編集・構成・字幕等

### (3) バナー制作 (必須業務)

仕様：本市宿泊税ホームページへ誘導するために使用する、各宿泊施設ホームページ等で利用いただくバナーデザイン (2～4 パターンの複数サイズ)

#### (4) 周知広報業務（その他提案業務）

例：アプリログ・ターゲティング広告

SNS 広告

駅内広告

鉄道・バス等の中づり広告

動画内広告

ジオターゲティング広告

PR TIMES 広告

### 5 留意点

- (1) 本業務に係る一切の経費は、すべて委託料に含むものとする。ただし、公的機関による契約・納品により価格が優位になる広告については、委託者と受託者の協議により、委託費の範囲内で受託者が契約することができる。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (3) 受託者は、本仕様書に記載の各業務の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (4) 受託者は業務完了後速やかに報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (5) 本仕様書及び契約書に定めのない事項やその他調整を要する事項については、委託者受託者が協議の上決定すること。
- (6) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えた場合には受託者が賠償の責任を負うこと。

### 6 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

※委託者との協議により、委託者が本業務の一部について委託することを承諾した場合はこの限りではない。なお、再委託先の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。

### 7 著作権

受託者は、成果物に関する著作権を委託者に譲渡し、著作権人格権を行使せず、成果物の利用が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証すること。

### 8 個人情報

受託者は当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

### 9 その他

この仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。